

第 1 号議案 用途地域等の一括変更関連

1－5 東京都市計画 特別工業地区の変更（足立区決定）

上記の議案を提出する。

令和 4 年 1 2 月 2 2 日

提 出 者 足 立 区 長 近 藤 弥 生

本都市計画の内容を、別添計画図書のとおり変更する。

（提案理由）

東京都市計画特別工業地区を変更するにあたり、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 9 条第 1 項の規定に基づき、足立区都市計画審議会の議を経る必要があるため提案する。

都市計画の案の理由書

1 種類・名称

東京都市計画 特別工業地区

2 理 由

昭和43年の都市計画法の制定以降、東京都全域を対象とした用途地域の見直しを、法改正や上位計画策定等に伴い、昭和48年、昭和56年、平成元年、平成8年、平成16年に、目指すべき市街地像を実現するため行ってきた。

前回の見直しから約18年が経過している中で、道路の整備による地形地物の変更（変化）などが多く発生したことにより、用途地域等の指定状況と現況との不整合などがみられることから、今回、これに伴う用途地域等の変更を一括して実施することとした。

このような背景を踏まえ、東京都市計画用途地域の変更に伴い、土地利用上の観点から検討した結果、面積約1.1ヘクタールの区域について、特別工業地区を変更するものである。

東京都市計画特別工業地区の変更（足立区決定）

都市計画特別工業地区を次のように変更する。

面積欄の（ ）内は変更前を示す。

種 類	面 積	備 考
特別工業地区	約 ha 337.8 (338.9)	足立区特別工業地区建築条例（平成 15 年条例第 37 号） 〔規制の概要〕 ・住宅の混在率の高い準工業地域に指定し、住環境の保全及び中小工場の保護を図るため、工場の用途及び小保による規制並びに風俗営業案連施設の規制を行う。
合 計	ha 337.8 (338.9)	

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理 由：用途地域の変更に伴い、土地利用上の観点から検討した結果、特別工業地区を変更する。

変更概要

変 更 箇 所	変 更 前	変 更 後	面 積	備 考
足立区足立一丁目、足立三丁目、綾瀬三丁目及び扇二丁目各地内	特別工業地区	—	約 ha 1.1	
足立区中央本町一丁目地内	—	特別工業地区	約 ha 0.0 (約 60 m ²)	